

社会福祉法人プレイズザロード概要

- 1 施設種別 児童福祉施設(児童福祉法第35条4項に基づく)
障害児通所支援事業所
障害児相談支援事業所
- 2 主たる事務所 岩手県滝沢市葉の木沢山373番地1、TEL&FAX 019-688-6773
- 3 認可年月日 2008年3月26日(岩手県指令児第1008号)
- 4 設立登記年月日 2008年4月1日
- 5 法人の行う事業 保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、
児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、
放課後デイサービス、相談支援事業

6 法人設立の経過

- 2008年3月26日 社会福祉法人プレイズザロード認可(岩手県指令児第1088号)
- 2008年4月 1日 児童福祉施設ハレルヤ保育園設置認可(岩手県指令児第2号)
社会福祉法人プレイズザロード法人設立登記
- 2016年7月 1日 病児保育事業開始
- 2018年4月 1日 移転新築
- 2022年9月 1日 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業開始
- 2023年7月 1日 放課後デイサービス開始
- 2024年10月 1日 相談支援事業開始

I ハレルヤ保育園

1 保育活動

(1) 保育理念

当園の保育理念は『キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する』ことである。「神と人を愛する自立した子どもを育て」は、当園の保育の柱である「聖書」と「モンテッソーリ教育」「運動あそび」で実践している。また「育児にかかわる親を支援する」は、園児を中心として保護者と園とが「チーム子育て」を行っていけるよう、情報を共有したり、何よりも親しくなることを目指す。

(2) 保育目標

当園の保育目標は『聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる』ことである。理念の実現のために、「聖書」「モンテッソーリ教育」「運動あそび」を保育の3本柱とし、重点的に保育内容に取り込み活動する。

(3) 事業目的

産休明け乳児から就学前の乳幼児を対象として、勤労家庭の育児支援を行う。また、園児の発達課題に合った保育を行い、保護者と情報を交換しつつ、子どもの発達を支援する。

(4) 保育内容

① 聖書教育：礼拝やお話しの時間に聖書の話聞かせ、保育活動の中で実践する。

- ・毎週月曜日、礼拝で聖書のお話をする。
- ・十戒、主の祈り(子ども用)、月ごとの聖句、賛美を教える。神様への祈り方を教える。
- ・食前の感謝の祈りをして、食物を与えてくださる神様を覚える。
- ・友達の誕生日を祝い、命を与えてくださった神様を覚える。
- ・イースター、母の日、父の日、クリスマスなどの教会行事を行い、その意味を知る。
- ・お年寄りや外国人との交流を通して、視野を広め、奉仕の心を養う。

- ② モンテッソーリ教育:モンテッソーリ教育を実践し、子ども自ら成長する力を支援する。
 - ・クラス内にモンテッソーリ教育の環境を整える。
 - ・各年齢に合わせた「静粛練習」「線上歩行」を行う。
- ③ 運動教育
 - ・週1回は、5分間のマラソンを行う(2歳児以上)。
 - ・リズム体操、マット運動、鉄棒、跳び箱、縄跳びに取り組む。
 - ・週1回プール教室に通う(3歳児以上)。
 - ・「安田式運動あそび」を運動の活動に取り入れる。
- ④ 園だより、クラス便り、連絡帳で保護者へ育児のアドバイスや、情報を提供することで親を立てあげる。
- ⑤ 積極的に縦割り保育、異年齢交流を行い、多様な人間関係を提供する。
- ⑥ 疾病予防、体力増強を行い、心身の健康維持につながる保育を行う。

(5) **健康診断** 園児の健診は、内科健診・歯科健診共に年2回(6/11月)実施

(6) **保育時間**

- ① 保 育 日 月曜日から土曜日まで(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
- ② 保育時間 7時から19時まで
 - ・標準時間 7時から18時まで(18時から延長保育)
 - ・短 時 間 8時30分から16時30分まで(7時から8時30分まで、16時30分からは延長保育)

2 **保育施設** 敷地の面積 2421.85 m²
 建物の面積 772.08 m²(1階 684.42 m²、2階 87.66 m²)
 屋外遊技場 663.45 m²
 建物の構造 木造合金メッキ鋼板ふき 2階建

3 **利用定員**

年齢	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上	合計
定員	9人	24人	12人	30人	75人

Ⅱ グレイス病児保育室

1 事業活動

(1) 事業類型 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を一時的に保育する。

(2) 事業目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、本事業のための専用スペースにおいて病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

子どもが病気等で所属先を休まざるを得ない場合、保護者に代わって病気等の子どもを看病、保育する。

(4) 保育時間

- ① 保育日 月曜日から土曜日まで(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
- ② 保育時間 8時30分から17時30分まで

2 保育施設 専用面積 28.98㎡ (ハレルヤ保育園内)

3 利用定員 4名

Ⅲ ギフト

1 事業活動

(1) 運営方針

障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

(2) 児童発達支援

- ① 発達につまずきのある幼児や障害である児童及びその家族に対して日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう支援する。
- ② 子どもの発達を見極め、発達相談や個別支援計画を日々の保育で丁寧に取り組む。
- ③ 計画的な研修を実施し、職員の専門性及び資質の向上に努める。
- ④ 利用者の送迎は基本的には保護者が行うが、送迎が困難なときは送迎サービスを提供する。また、送迎時間については、保護者からの予約をもとに利用者の所属先とも協議して行う。

(3) 保育所等訪問支援

- ① 訪問先の支援者と目標を共有し具体的に支援するとともに、療育での取り組みと訪問先での取り組みに関連した目標を設定することで、利用者と状況を細かく振り返っていく。また、保育園等でできる対応方法も検討していく。
- ② 保育園等に職員が出向き、発達が気になる児童が安心して集団生活を継続できるように支援者に対して専門的な助言を行う。また、関連機関と連携しながら支援を進めていく。
- ③ 連絡帳を用いて保護者に子どもの様子を伝えるとともに、保護者の心配ごとや困りごとについても丁寧に寄り添い、保護者が見通しを持った子育てができるよう支援する。

(4) 放課後デイサービス

- ① 支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる体験等を通じて、個々の

子どもの状況に応じた発達支援を行い、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

- ② 必要に応じて学校等の関係機関と連携を積極的に図りながら、子どもの気持ちに寄り添った支援を行う。
- ③ 保護者の子育ての悩み等に対する相談を行うとともに、家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等を活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援する

(5) 営業時間

- ① 営業日 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
- ② 営業時間 9時から17時まで

2 保育施設 専用面積 164.92 m²
建物の構造 木造 一部鉄骨造鋼板ふき2階建

3 利用定員 10名

